**甲府市障害福祉サービス事業所等あんしん支援金支給要綱**

令和７年９月１日

福第１６号

**（趣旨）**

第１　この要綱は、依然として高い水準で推移している光熱費や燃料費、食材費、消耗品費等の物価高騰などの影響を受ける市内の福祉施設・事業所の事業継続を支援するため、予算の範囲内において、甲府市障害福祉サービス事業所等あんしん支援金（以下「あんしん支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

**（定義）**

第２　この要綱において「障害福祉サービス事業所等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年１１月法律第１２３号。）及び児童福祉法（昭和２２年１２月法律第１６４号。）に規定する別表に掲げる障害福祉サービス等を行う事業所・施設をいう。

**（支給対象事業者）**

第３　あんしん支援金の支給対象事業者は、次のいずれにも該当するものとする。

⑴　第２の障害福祉サービス事業所等を運営していること。

⑵　本市の指定を受け、令和７年４月１日時点において本市内に所在地を有し、かつ、引き続き１年以上営業する意思があること。

⑶　代表者又は役員等が甲府市暴力団排除条例（平成２４年３月条例第２号）第２条第３号に規定する暴力団員等でないこと。

２　前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める者は支給対象としない。

**（支給額）**

第４　あんしん支援金の支給額は、別表に掲げるとおりとする。

**（支給申請等）**

第５　あんしん支援金の支給を受けようとする者は、甲府市障害福祉サービス事業所等あんしん支援金支給申請書兼請求書（第１号様式）に次の書類を添付して、郵送により申請するものとする。

　⑴　支給申請額内訳書（第１号様式　別紙）

⑵　給付金の振込先が確認できる通帳等の写し

⑶　申請者（代表者名）と口座名義人が異なる場合　委任状

**（申請期限）**

第６　あんしん支援金の申請期限は、令和７年１０月３１日までとする。

**（支給の決定等）**

第７　市長は、第５の申請（請求）があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、甲府市障害福祉サービス事業所等あんしん支援金支給決定通知書（第２号様式）により通知し、あんしん支援金を支給するものとする。

２　市長は、あんしん支援金の支給を決定するに当たり、次に掲げる条件を付するものとする。

⑴　市長があんしん支援金の支給の目的を達成するため、申請者に対して報告を求め、又は市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させる必要があると認めたときは、これらに協力すること。

⑵　法令、条例及び規則並びにこの要綱を遵守すること。

⑶　その他市長が必要と認める条件

**（支援金の返還等）**

第８　市長は、あんしん支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支給したあんしん支援金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

⑴　虚偽の申請又は不正な手段により、あんしん支援金の支給を受けたとき。

⑵　法令又はこの要綱に違反したとき。

⑶　その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

２　前項の規定によりあんしん支援金の取消を命ずるときは甲府市障害福祉サービス事業所等あんしん支援金支給取消通知書（第３号様式）により、あんしん支援金の返還を命ずるときは甲府市障害福祉サービス事業所等あんしん支援金支給返還通知書（第４号様式）により、交付申請者に通知する。この場合において、あんしん支援金の取消額又は返還額等は、市長が決定することとする。

３　前２項に規定するあんしん支援金の支給決定の取消及びあんしん支援金の返還により、支給申請者が受けた損害については、市はその賠償の責めを負わない。

**（その他）**

第９　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

**附　則**

**（施行期日）**

１　この要綱は、令和７年９月１日から施行する。

**（失　効）**

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この支援金の支給の決定を受けた者に対するこの要綱の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第２及び第４関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | サービス名 | 均等割 | 定員１人  あたりの  加算額 | 備考 |
| 1 | 居宅介護  重度訪問介護  同行援護  行動援護 | 100,000円 |  |  |
| 2 | 療養介護 | 100,000円 | 3,000円 |  |
| 3 | 生活介護 | 100,000円 | 1,500円 | 障害者支援施設の生活介護は対象外とする。 |
| 4 | 短期入所 | 100,000円 | 3,000円 | 空床型は対象外とする。 |
| 5 | 施設入所 | 100,000円 | 3,000円 |  |
| 6 | 自立訓練 | 100,000円 | 1,500円 |  |
| 7 | 就労移行 | 100,000円 | 1,500円 |  |
| 8 | 就労継続支援 | 100,000円 | 1,500円 |  |
| 9 | 就労定着支援 | 100,000円 |  |  |
| 10 | 自立生活援助 | 100,000円 |  |  |
| 11 | 共同生活援助 | 100,000円 | 3,000円 |  |
| 12 | 児童発達支援 | 100,000円 | 1,500円 |  |
| 13 | 放課後等デイサービス | 100,000円 | 1,500円 |  |
| 14 | 保育所等訪問支援 | 100,000円 |  |  |
| 15 | 相談支援  障害児相談支援 | 100,000円 |  |  |

※　複数の障害福祉サービス等（上記１～１５）を併設している場合は、それぞれについて対象とする。ただし児童発達支援及び放課後等デイサービスの多機能型事業所については一つの事業所とみなし均等割を100,000円とし、加算額については合計定員から算出する。

※　共生型の特例により指定を受けているサービスは、対象外とする。